

改正後	改正前
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型の（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては</p> <p>____、この限りでない。</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう</p> <p>____。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p>

ア 不燃材料で造り、又は覆われた
外壁で開口部のないものに面する
もの

イ 分離型のものにあつては、充電
ポスト

(2) その管体は、不燃性の金属材料で
造ること。ただし、分離型のものの
充電ポストにあつては、この限りで
ない。

(3)～(5) 略

(6) コネクターと電気自動車等が確
実に接続されていない場合には、充
電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクターが電気自動車等に接続
され、電圧が印加されている場合に
は、当該コネクターが当該電気自動
車等から外れないようにする措置を
講ずること。

(8)～(10) 略

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止
することができる装置を、当該急速
充電設備の利用者が異常を認めたと
きに、速やかに操作することができ
る箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝
突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター _____

_____に
ついて、操作に伴う不時の落下を防

(2) その管体は、不燃性の金属材料で
造ること。

(3)～(5) 略

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確
実に接続されていない場合には、充
電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接
続部に電圧が印加されている場合に
は、当該接続部が _____
_____外れないようにする措置を
講ずること。

(8)～(10) 略

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止さ
せることができる措置を講ずる _____

_____こと。

(12) 自動車等 _____ の衝
突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター (充電用ケーブルを電
気自動車等に接続するための部分を
いう。以下この号において同じ。) に
ついて、操作に伴う不時の落下を防

止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)及び(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池 (主として保安のために設けるものを除く。) について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17) 急速充電設備のうち分離型のもの にあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。) を内蔵しないこと。

(18)及び(19) 略

2 略

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)に適合するものとしなければならない。

2 略

(喫煙等)

第23条 略

(1)～(4) 略

2 略

止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)及び(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池 _____ について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17)及び(18) 略

2 略

(避雷設備)

第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。 _____)に適合するものとしなければならない。

2 略

(喫煙等)

第23条 略

(1)～(4) 略

2 略

3 前項の場合において、併せて図記号

3 略

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨

による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 略

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない
_____。）

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨

の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 及び 7 略

別表第 7 削除

の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6 及び 7 略

別表第 7 (第 2 3 条関係)

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 1 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 第 1 1 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の羽島市火災予防条例（以下「新条例」という。）第 1 1 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。